

藤沢記者クラブ各位

～藤沢型地域包括ケアシステムの推進～関係団体等との新たな協定について
「地域見守り活動に関する協定」

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、認知症高齢者等の発見・見守りなど、「支えあい」や「助け合い」による安全・安心な地域づくりを目的に、藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部及び神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部と藤沢市で「地域見守り活動に関する協定」を締結します。

(1) 協定締結式（協定締結日）

- ア 日時：2019年（平成31年）3月26日（火） 午前11時から
- イ 場所：藤沢市役所 本庁舎6階 市長特別会議室

(2) 協定締結団体

- ア 藤沢市商店会連合会
- イ 藤沢商工会議所
- ウ 神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部
- エ 神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部

(3) 運用開始日

2019年（平成31年）4月1日（月）

(4) 協力体制のイメージ

別紙1のとおり

(5) 地域見守り活動に関する協定書

別紙2のとおり

以上

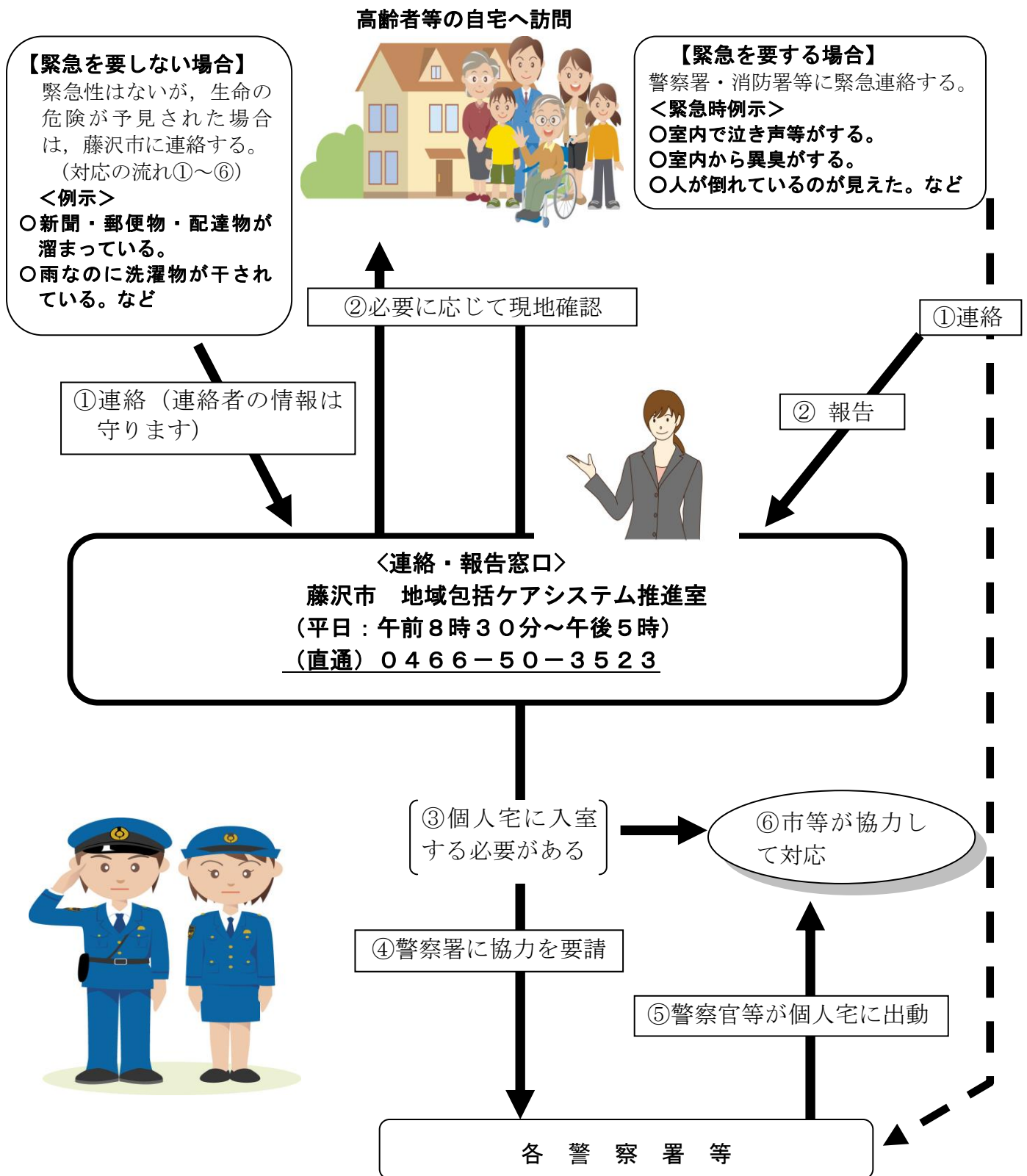


*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 福祉健康部
地域包括ケアシステム推進室
担当：新井・林
内線：3151・3281
直通：0466(50)3544

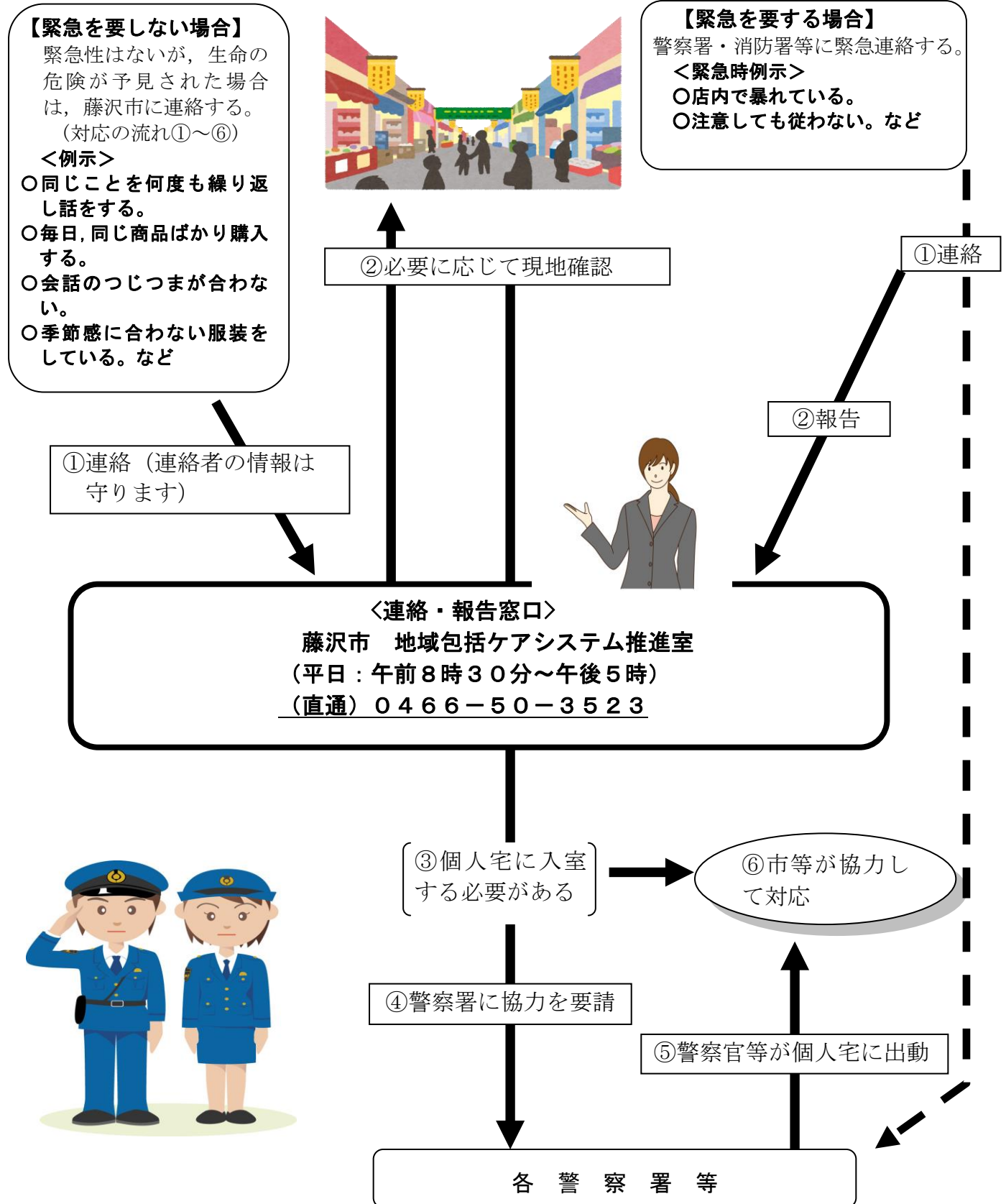
「地域見守り活動に関する協定」に基づく連絡・報告体制について

1 見守り体制イメージ（訪問型）



2 見守り体制イメージ（来店型）

高齢者等が店舗等へ来店



藤沢型地域包括ケアシステム 地域見守り活動に関する協定書

藤沢市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、藤沢型地域包括ケアシステムを推進するにあたり、地域の見守り活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、甲及び乙が連携することによって、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、認知症高齢者等の発見・見守りにつながる活動を進めることで、「支えあい」や「助けあい」による安全・安心な地域づくりを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、藤沢市内とする。

（取組内容）

第3条 本協定に基づき実施する取組は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、業務を遂行する中で、詐欺被害や、行方不明となる恐れがある高齢者等の発見・見守り等に努めるとともに、玄関や郵便受けに新聞や郵便物が溜まっていたり、受け答えや季節感に合わない服装など、明らかに不自然であると気づいた場合には、甲に当該状況を連絡する。
- (2) 乙は、業務を遂行する中で、事件・事故などの危険を察知した場合や人命救助等、緊急の対応を要する場合は、所轄の警察署や消防署に直接状況を連絡するものとし、併せて甲に当該状況を連絡する。
- (3) 甲は、乙から連絡を受けた時には、必要に応じ現地確認を行うとともに、対象者の安否確認等必要な措置を講じる。
- (4) 乙は、認知症サポーター養成講座などを活用し、認知症に関する正しい知識・理解に努めるものとする。
- (5) 第1号及び第2号に係る取組に係る経費は乙の負担とする。

（免責）

第4条 乙は、本協定による連絡・報告を行うことができなかつた場合であっても、当該高齢者等において生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

ただし、第3条第1号及び第2号に基づき所轄の警察署等に連絡する場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、2019年(平成31年)4月1日から2020年(平成32年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、両者で確認の上で、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の履行に関して特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、本協定を変更または解除することができるものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年(平成31年)3月26日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤 沢 市 長

_____ 印

乙 藤沢市 _____

_____ 印